

令和6年度 施策評価シート

施策の名称	Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	幹事 部局	健康福祉部
施策の目的	食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(食の安全の確保)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> これまでHACCPに沿った衛生管理の推進と普及に努めてきたが、営業施設における食中毒が増加傾向にあり、ノロウイルスによる大規模食中毒も発生している。 魚介類の寄生虫や自然毒による食中毒などが家庭においても発生している。 食品事業者に対する食品表示講習会や相談対応等により、食品表示はおおむね適正に行われているものの、一部で不適正な表示が見受けられる。 <p><u>②(安全な生活環境の確保)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業施設に対する監視指導により、全体として、生活衛生に関する健康被害の防止が図られている一方、公衆浴場及び旅館においては、レジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。 <p><u>③(人と動物の共生の実現)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 犬猫の引取頭数の減少や譲渡の促進により、殺処分数は減少しているが、依然として飼い主からの犬猫の引き取りがある。 犬猫の苦情は増加傾向にあり、特に猫に関する苦情が多い。 <p><u>(前年度の評価後に見直した点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度策定する食品衛生監視指導計画において、HACCPに沿った衛生管理の推進、魚介類の寄生虫による食中毒対策の実施、営業許可制度の見直しの周知等について重点的に取り組むこととした。 事業者を対象とした食品表示セミナーの開催地や回数を増やすこととした。 		
今後の取組の方向性	<p><u>①(食の安全の確保)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> HACCPに沿った衛生管理について、特に小規模事業者に対し、関係機関や業界団体と連携し重点的に指導・助言を行い、より一層衛生管理の徹底を図る。 食品事業者及び消費者に対し、魚介類の寄生虫や自然毒による食中毒の予防対策に関する啓発を行う。 食品表示法の食品表示基準の改定に応じて、食品事業者への周知と監視指導を徹底する。 <p><u>②(安全な生活環境の確保)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業施設に対する監視指導を行い、自主管理の徹底を働きかけるとともに、特に、公衆浴場及び旅館については、レジオネラ症防止対策の重要性について、周知徹底を図る。 <p><u>③(人と動物の共生の実現)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間等の事業や広報等を活用し、関係機関や愛護団体等と連携して、動物愛護思想の更なる普及、特に終生飼養などの飼い主責任について周知を図る。 飼い主のいない猫による環境侵害防止と繁殖防止による子猫の引取り・殺処分の減少を目的とした地域猫活動を一層推進するとともに、飼い猫の屋内飼育などの適正飼育の普及啓発を図る。 		

事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する。	49,485	86,603	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	867	1,679	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る。	1,470	2,621	薬事衛生課
4	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。	23,378	28,593	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する。	28,273	37,371	薬事衛生課
6	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	3,082	3,106	農山漁村振興課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		49,485	86,603
			うち一般財源 (千円)	25,561	42,601
令和6年度の取組内容	令和6年度食品衛生監視指導計画に基づき、主に以下の取り組みを行う。 ・衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う ・衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し情報提供を行う ・営業許可制度の見直しや営業届出制度について、様々な機会を通じて周知を図る				
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	令和6年度食品衛生監視指導計画において、HACCPに沿った衛生管理の推進、魚介類の寄生虫による食中毒対策の実施、営業許可制度の見直しの周知等について取り組むこととした。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒年間発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	件	単年度 値
		実績値	7.0	1.0	2.0	2.0	9.0			
		達成率	—	185.8	171.5	171.5	71.5	—	%	
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0			
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・食中毒の発生件数が14件となった。(R4年度:13件) ・食中毒のうち営業施設を原因とするものは9件であった。(R4年度:2件) ・患者数が50名以上の大規模な食中毒が2件発生した。(R4年度:0件) ・魚介類の寄生虫による食中毒が3件、フグなどの自然毒による食中毒が3件発生した。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・食中毒の発生件数や営業施設を原因とする食中毒の発生件数が増加傾向にある ・令和5年度は、近年では発生していなかった大規模食中毒が発生した ・病因物質としては、ノロウイルス(4件)、魚介類の寄生虫(3件)、自然毒(3件)による食中毒が多い傾向にある
課題分析	① 課題	・HACCPに沿った衛生管理が義務化されたが、取組が不十分な事業者が存在している。 ・魚介類の寄生虫による食中毒の予防対策(冷凍や加熱)が敬遠される傾向がある。
	② 原因	・HACCPの完全義務化について、認知度は高まっているが、具体的な手法について、理解されていない可能性がある。 ・事業者の中には、生食用の魚介類を凍結・解凍処理することを嫌がる傾向がある。また、一般消費者に魚介類の寄生虫対策が浸透していない可能性がある
	③ 方向性	・HACCPに沿った衛生管理について、食品事業者が適切に取り組めるように指導助言を行う。また、積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 ・消費者や事業者に対し、各種広報や衛生講習会を通じて、魚介類の寄生虫による食中毒予防対策の啓発を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		867	1,679
			うち一般財源 (千円)	0	0
令和6年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・森永ミルク中毒被害者の救援事業に行政協力する ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する 			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		森永ミルク中毒被害者救済対策委員会への出席を継続する			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0	0.0	0.0	25.0	16.7			
		達成率	—	—	—	25.0	16.7	—	%	
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:1回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:5回 ○カネミ油症患者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症健康実態調査:対象者4名中1名に実施 ・カネミ油症検診:認定患者6名中1名が受診 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ひかり協会に対し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査を4名に対して実施し、全国油症治療班が行う検診事業を鳥取大学医学部付属病院にて実施し、1名が受診
課題分析	① 課題	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、医療、介護、福祉に関する円滑にサービスを受けることが、一層必要とされている。
	② 原因	・上記①(課題)が発生している原因 ・65歳を迎えた被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替わる際に手続きが滞り、患者サービスが受けられないケースがある。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課としっかりと連携し、行政に要望される事項について丁寧に説明していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品流通対策事業			
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		1,470	2,621
			うち一般財源 (千円)	1,104	1,956
令和6年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う 県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う 			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		事業者を対象とした食品表示セミナーの開催地や回数を増やすこととした			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月~3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 食品表示法に基づく適正表示がされるよう、事業者向け食品表示講習会を実施した。(県内3カ所) 昨年度、薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数は217件であった。 食品表示に関する監視件数は1343件であった。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 他自治体や農政事務所等から、不適正表示としての通報が6件あり、全ての事案について保健所が当該施設へ立入、事実関係を確認後、適正表示への改善を確認済み 	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点)	表示相談への対応や講習会の実施により、多くの事業者へ食品表示法に基づく表示を指導したものの、一部で不適正な表示が見受けられる。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	適切な食品表示に関する事業者の理解が不足している
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、適切な食品表示について周知を図る。 監視指導により不適正表示の適正化を図る。 食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。		23,378	28,593
			うち一般財源 (千円)	12,870	17,488
令和6年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。 衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づく許可等、監視指導等を行う。 			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、引き続きこれらの施設に対する監視指導等を行い、自主管理の徹底を図る。 			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	営業許可取消・営業停止命令件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		達成率	—	—	—	—	—	%		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	%		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。 同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。 生活衛生関係営業225施設に立入検査を実施し、2施設に対して文書指導を行った。(公衆浴場2) 生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	県内の生活衛生関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。
課題分析	① 課題	ア.公衆浴場及び旅館において、レジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。
	② 原因	ア. 営業者のレジオネラ症防止対策の理解が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。
	③ 方向性	ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を実施し、自主管理の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する		28,273	37,371
			うち一般財源 (千円)	24,989	34,770
令和6年度の取組内容	島根県動物愛護推進計画に基づき、以下の取り組みを実施する。 ・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会等を開催する ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導を行う ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する また、令和5年度に開始した猫の不妊去勢手術の助成事業を引き続き実施する。				
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	猫の不妊去勢手術助成事業の拡充				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値		550.0	530.0	510.0	490.0	290.0	頭	単年度値
		実績値	518.0	377.0	326.0	300.0	213.0			
		達成率	—	131.5	138.5	141.2	156.6	—	%	
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・犬猫の譲渡頭数:241頭、処分頭数:64頭 ・動物取扱業の監視件数:192件(うち3件に対し改善指導) ・動物愛護週間行事の開催:県内13か所 ・犬のしつけ方教室開催回数:3回 ・注射済票装着事業(県内の全市町村、動物病院へ資材配布)の実施 ・犬猫に関する苦情件数:1468件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・犬猫の引取り頭数は減少した。(R4年度:300頭) ・犬猫の譲渡頭数は昨年度と同水準であり、譲渡の割合は増加した。(R4年度:245頭) ・犬猫の処分頭数は減少した。(R4年度:127頭) ・犬猫に関する苦情は増加傾向にある。(R4年度:1286件、R3年度:1368件、R2年度:911件、R元年度:765件)
課題分析	① 課題	・猫(所有者不明)の引取り数の割合が多い ・猫の引取り数は、毎年減少しているが、その減少割合が下げ止まりの傾向にある ・猫に関する苦情が多く、エサやりや糞尿、家屋侵入などの割合が多い ・犬に関する苦情も一定数あり、放し飼いや臭気・鳴き声に関する苦情がある
	② 原因	・犬猫の適正飼育(屋内飼育、終生飼養、無責任なエサやりの制限、係留義務、しつけなど)の理解が不足している
	③ 方向性	・動物愛護週間等の事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する ・地域猫活動(TNR)や猫の不妊去勢手術助成事業を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

農山漁村振興課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業			
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういった状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		3,082	3,106
			うち一般財源 (千円)	2,922	3,076
令和6年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者について、適切な情報伝達が行われていない場合などに立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する。 			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値		37.0	40.0	43.0	47.0	50.0	%	単年度 値
		実績値	36.6	39.9	42.3	45.0	46.7			
		達成率	—	107.9	105.8	104.7	99.4	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 水稻担い手の農地集積の状況は、H29:32.3%からR5:46.7%と集積が進んでいる。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査は見合わせていたが、産地情報の伝達が行われていないなどの疑義案件の情報提供はなかった。 中国四国農政局島根県拠点と定期的に連絡を取り、立入検査や普及啓発に関して情報交換を行った。 	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点)	各事業者の制度に対する認識がどこまでなされているか把握できていない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	新型コロナウイルスの影響により立入検査が十分できていない。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	新型コロナウイルスの5類感染症への移行により、各種立入検査を実施することから、当該立入検査の際に制度について周知する。